

主な安全衛生教育の説明

下記の1～7の教育は、岡山県の入札参加資格の格付けにかかる主観点の加対象の教育に指定されており、安全衛生のレベルアップと共に、メリットのある教育となっております。

1. 職長・安全衛生責任者教育

労働安全衛生法第60条に基づく職長教育に加えて、現場における統括管理を効果的に機能させること等を目的とした、厚生労働省通達による安全衛生責任者に対する教育をセットにしたものです。

平成18年4月施行の改正労働安全衛生法に規定された「リスクアセスメント」についての科目を取り入れており、建設業の職長にとって必須の教育です。

2. 職長のためのリスクアセスメント教育（安全衛生責任者教育）

労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」しか受けていない方が、平成13年に追加された労働安全衛生法第16条の「安全衛生責任者」の教育と、平成18年労働安全衛生法に規定された「リスクアセスメント」を追加教育するもので、平成18年4月以前に「職長・安全衛生責任者」を修了し、リスクアセスメントに関する事項が未受講の方も受講することができます。

3. 車両系建設機械（整地・掘削等）運転従事者安全教育

運転技能講習修了後、概ね5年程度経過した方を対象とする再教育です。

労働安全衛生法第60条の2第2項に規定された「危険有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（厚生労働省通達）に基づき実施するものです。

4. 安全衛生推進者能力向上教育

安全衛生推進者は、労働者数10人～49人の事業場において選任が義務づけられています。

初めて選任された方を対象に行う教育です。「リスクアセスメント」の科目を取り入れています。

5. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育

労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（厚生労働省通達）により実施するものです。

足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後、概ね5年程度経過した方を対象とする再教育です。

平成21年6月に施行された労働安全衛生規則改正に伴って、足場の点検については、この教育を修了している者等を指名すること、とされています。

6. 土止め先行工法に関する安全教育

上下水道工事等、溝掘削による土砂崩壊災害を防止するための指針「土止め先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省通達）による工法を普及させるための教育です。

7. 現場管理者統括管理講習

作業所長等の現場管理者を対象とした教育です。

元請・下請が同一の場所で混在して作業することで、連絡、調整が不十分なために起こる労働災害を防止するために実施される、一連の組織的な安全管理が「統括管理」です。具体的な進め方を分かりやすく解説します。リスクアセスメントについても触れています。

8. 施工管理者のための足場点検実務者研修

平成21年6月に施行された労働安全衛生規則改正に伴って、足場の点検については、足場作業主任者能力向上教育修了者等十分な知識・経験を有する者を指名すること、とされています。

上記5. 足場作業主任者能力向上教育と同時開催するものです。足場作業主任者技能講習を修了していない方は、こちらの修了証が発行されます。受講に当たっては、足場の知識が必要です。